

## 厚生労働省委託「医療系ベンチャー・トータルサポート事業」

### 常勤・非常勤センター公募 募集要項

2023年6月1日

株式会社三菱総合研究所

#### 1. 公募の概要

厚生労働省は平成29年度より医療系ベンチャー・トータルサポート事業（以下「MEDISO」という。）を開始し、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化につなげるために、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に総合的な支援を行うことができる体制を構築しています。

本公募では、医療のイノベーションを担うベンチャー企業等に対して助言・支援を実施していただきます。具体的には、法規制対応、マーケティング、事業計画、資金調達、経営戦略、知財戦略、国際展開等、多様な側面からの助言・支援を実施いただくことを想定しており、ベンチャー企業から寄せられる個別の相談を受けて適切な助言等を行うことを通じて、これら企業の振興を支援いただきます。

「医療系ベンチャー・トータルサポート事業」の全体像につきましては、「6. 本事業の概要」ならびに当事業のホームページ（<https://mediso.mhlw.go.jp/>）をご参照ください。

#### 2. 今回の公募で求める人材像

以下のいずれかの知見・経験がある方

- (ア) 医療系ベンチャーの起業・経営
- (イ) 医療系ビジネスに係る知財・法務的な知見
- (ウ) デジタルヘルス・アプリ、A I、再生医療、国際展開等に関する専門的な知見
- (エ) 医師・歯科医師・弁護士・弁理士等の資格を有している方

#### 3. 業務内容・勤務形態・条件

業務内容・勤務形態は、ゼネラリストとしての役割を期待される①常勤センターとスペシャリストである②非常勤センターに分かれます。専門的な知見を持つ常勤センターの方には、非常勤センターとしての業務も担っていただく場合があります。

##### (ア) 業務内容：

- ① 常勤センター：ベンチャー、アカデミア等から寄せられる、医療機器・医薬品・再生医療等製品の事業化に関わる個別の相談に対して一次対応をしていただきます。相談内容に応じて、適切な専門的知見を持った非常勤センターに対応を依頼していただきます。

- ② 非常勤サポーター：常勤サポーターからの依頼を受け、専門的な知見を以ってベンチャー・アカデミア等の相談に対応していただきます。

(イ) 勤務場所：

- ① 常勤サポーター：MEDISO オフィス（日本橋ライフサイエンスビルディング（東京都中央区）内）を基本とします。また、日本各地での MEDISO 出前相談会等を開催する場合には、出張が発生する場合があります。
- ※ 令和 5 年 6 月 1 日時点では、テレワークを中心の勤務としておりますが、今後変更となる可能性があります。
- ※ 居住地の都合によるテレワーク希望についてはご相談ください。ただし、必要に応じて MEDISO オフィスでの勤務を求める場合があります。
- ※ 出張にかかる交通費・宿泊費は別途定める規定の範囲で実費精算とします。
- ② 非常勤サポーター：オンライン又は MEDISO オフィスにおいて、相談業務に応じて対応いただきます。

(ウ) 募集人数（計画）：

- ① 常勤サポーター：1 名程度
- ② 非常勤サポーター：数名程度

(エ) 待遇・報酬：

- ① 常勤サポーター：年齢・学歴および職歴を勘案し、公務員俸給表に照らして算出される月額（目安：50 万円程度）、交通費別途支給
- ② 非常勤サポーター：支援 1 回(\*)あたり 108,000 円、交通費は国の規定に基づき別途支給（謝金は辞退いただくことも可能）[(\*): 寄せられた相談等に対して、事前準備の後にベンチャー企業等と面談いただき、フォローいただくまでを 1 回と数えます。ある 1 つの相談案件がずっと継続し、何度も面談とフォローを繰り返すケースについては、相談内容が変化していると考え、複数と数えることとします。]

(オ) 期間：

委嘱日から 2024 年 3 月末日まで。但し、次年度以降についても本事業は継続・拡大を図る計画です。

(カ) 業務上知り得た情報の取り扱い：

本業務を通して知り得た情報は、如何なる場合においても本業務以外（勤務先のある方については当該勤務先での業務を含む）に利用することを原則として禁ずることとさせていただきます。

(キ) 契約 :

本業務に関して厚生労働省の委託先である株式会社三菱総合研究所との間で業務委託契約を締結いただきます。

#### 4. 応募方法

(ア) 応募ウェブサイト（委託先：株式会社三菱総合研究所）の「応募フォーム」にて、常勤・非常勤のいずれを希望されるかを明記の上、必要事項を記入・提出ください。

- 応募ウェブサイト URL

<https://mri.lmsg.jp/form/13980/WnvQ2EMB>

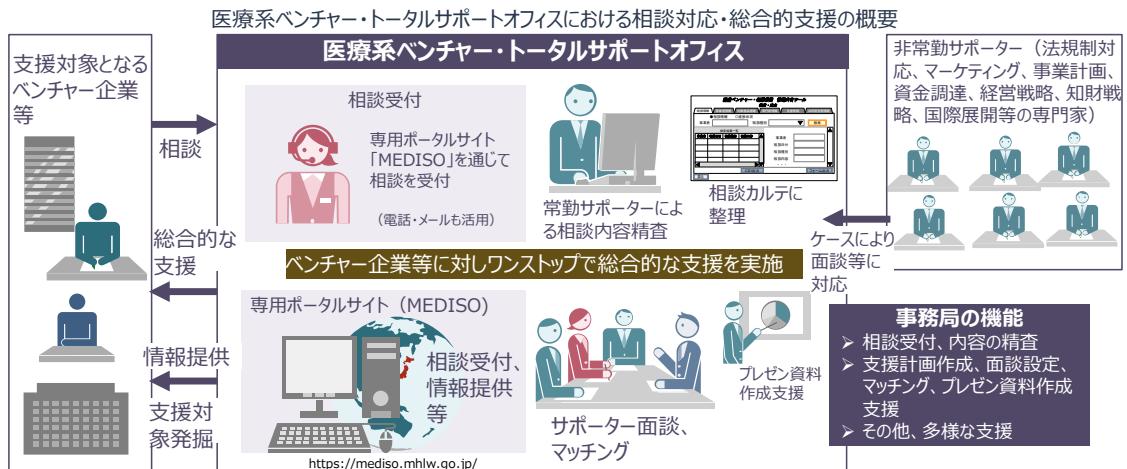
(イ) 応募期限：2023年6月15日(木)17:00を締め切りといたします。

#### 5. 選考方法

- 外部有識者からなる審査委員（6月下旬予定）にて応募内容に基づく書面審査を実施します。
- 書面審査の結果を踏まえて、必要に応じて面談審査（7月上旬、オンライン予定）を実施します。
- 書面審査および面談審査の結果を踏まえ、厚生労働省と株式会社三菱総合研究所が協議の上で採択候補者を決定します。

## 6. 本事業の概要

概要は下図に示す通りです。詳細につきましては、本事業のポータルサイトをご参照ください。



- MEDISO ポータルサイト  
<https://mediso.mhlw.go.jp/>
- MEDISO の支援紹介 (MEDISO Youtube チャンネル)  
<https://www.youtube.com/watch?v=tGsX4fGfof8>

## 7. お問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目 3 番 11 号

医療系ベンチャー・トータルサポートオフィス

担当：青倉・吉田

メール：supporter-oubo@ml.mri.co.jp

以上

## 参考：過年度事業説明会等における Q&A 一覧

**Q1.** 非常勤サポートーの謝金支給の基準となる支援「1回」とは、どのように定義されるか。

A1. 寄せられた相談等に対して、事前準備の後にベンチャー企業等と面談いただき、フォローいただくまでを1回と数える。ある1つの相談案件がずっと継続し、何度も面談とフォローを繰り返すケースについては、相談内容が変化していると考え、複数と数えることとする。

**Q2.** ベンチャー企業等からの相談内容として、どのようなものを想定しているのか。

A2. 相談内容は様々なものが想定されるが、医療機器・医薬品・再生医療等の事業化に関わる一連の内容は取り扱う。例として、研究開発資金（公的制度）に関する相談や、医薬品開発の薬事承認プロセスに関する相談があり得る。  
ただし、この事業内のみで支援を完結するのではなく、相談内容によっては、より適切な行政機関等を紹介し、その機関に対して支援を要請するようにアドバイスすることも想定している。

**Q3.** 相談内容に応じてより適切な行政機関等を紹介する場合で、サポートーも同行することを要請される可能性が考えられるが、これは業務の範囲に含まれるか。

また、ISOの審査を通すために工場・現場を見てほしいという相談もあり得るが、これも業務の範囲内か。

A3. いずれも業務の範囲に含まれる。工場・現場等へ訪問する際の旅費は別途支給する。

**Q4.** 上記質問 No.3 のようなケースで、常勤サポートーも非常勤サポートーと同行することはある得るのか。

A4. あり得る。相談内容に応じて事務局・常勤サポートー・非常勤サポートーが調整し、適切な体制で現地に訪問することになる。

**Q5.** ベンチャー企業等から寄せられたある相談に対して求められる資質（「求める人材像」に記載された項目）に複数の非常勤サポートーが合致する場合は、相談に対応する人をどのようにして選ぶのか。

A5. ベンチャー企業等の相談内容やニーズに応じて、事務局と常勤サポートーで対応いただく非常勤サポートーに優先順位を付けて対応のお願いをすることになる。

例として、知財の経理的取扱いに関する質問であれば会計士、知財戦略や特許に関する相談であれば弁理士や医薬系の知財部の経験があるサポートーにお願いすること

になるだろう。

但し、利益相反が発生することが無いよう（NGでないことを事前に）確認した上で対応いただくことになる。

**Q6. 対象となるベンチャー企業等はどのように定義されるか。**

A6. ベンチャー企業についてどこまで対象にするかは確定していない。ベンチャー企業だけに限らず、アカデミア、起業前の個人も対象とする。

但し、見做し大企業（大企業である親会社の傘下にある中小企業）は対象外である。

**Q7. サポーターとして行うアドバイス等の責任範囲はどのようになるのか。**

A7. サポーターにはその時点で入手可能な情報に基づいてアドバイスを行っていただが、それに基づく行動や判断の結果についてはあくまでも相談者の自己責任を前提としたものとなる。

相談受付時に、ベンチャー企業等には免責事項に承諾いただくこととしている。

**Q8. ベンチャー企業等が外部資金の調達を希望する際に、申請書等のチェックを要請されることもあり得るが、どのように扱うか。**

A8. 個別案件について確認が必要だが、その場でコメントする程度は含まれるが、具体的に申請書の一部を作成するということは、本業務の範囲ではないと考えている。